

山形大学附属小学校再開ガイドライン

【目次】

I	基本方針について	2
II	新型コロナウイルス感染症対策について	
1	家庭と連携した基本的な健康習慣の徹底と免疫力（抵抗力）の強化	2
2	風邪やインフルエンザ等と同様の「もらわない、うつさない」自己管理の徹底	2
3	ウイルスに感染しやすい「3つの条件が同時に重なる場所や場面」の回避	3
4	感染拡大防止対策を踏まえた本校児童の登下校について	4
III	学校の教育活動について	
1	学習指導に関する事	4
2	式及び修学旅行等の学校行事の実施に関する事	6
3	学校給食に関する事	7
4	合唱部及び弦楽部活動に関する事	7
5	教育実習に関する事	8
6	保護者の学習参観及び作品展に関する事	8
IV	感染拡大防止対策を踏まえた全般的な取組について	
1	新型コロナウイルス感染症についての指導と学習	9
2	「3つの条件が同時に重なる場所や場面」を回避する工夫	9
V	その他の配慮事項について	
1	出席停止の取り扱いについて	9
2	医療的ケアが日常的に必要な児童や基礎疾患等のある児童等について	10
3	海外から帰国した児童（編入希望者を含む）への対応について	11
4	心のケアについて	11
5	感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別の抑止について	11
6	教職員の出勤等のサービスについて	11
7	学童保育みのりクラブとの連携について	11
8	児童又は教職員の感染が判明した場合の臨時休業の考え方について	12
9	児童又は教職員の感染が判明した場合の対応【フローチャート】	13
10	児童又は教職員が濃厚接触者となった場合の対応について	14
11	同居している家族等が濃厚接触者と特定された場合またはPCR検査の受検対象者と判断された場合の初動対応	14

I 基本方針

国（政府）の専門家会議が提言する内容の「新型コロナウイルス感染症予防」に関する基本的なことを、本校教職員一人一人がしっかりおさえるとともに、「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン及び新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージについて」（2020. 6. 5 文部科学省）及び、学校の授業における学習活動の重点化に係る留意事項等について（2020. 6. 5 文部科学省）、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」（2020. 12. 3 文部科学省）、新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ & A（2020. 8. 20 更新 文部科学省）等に基づき、大学本部と、県や市町村教委、地域の校長会等の対応方針との調整も図りながら、本校の実情に応じて主体的に判断し対応する。

II 新型コロナウイルス感染症対策について

大原則

1 1月以降、新規感染者の増加傾向が強まり、1日2千人を超えて過去最多を更新している。政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会は11月25日、地域の感染状況が、分科会の基準で上から2番目のステージ3（感染急増）相当の対策が必要な地域への往来を今後3週間、なるべく控えるよう求める政府への提言をまとめた。

山形県も11月25日、「県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部本部員会議」を開催し、26日には、重症入院患者数等の各種指標の状況から「山形県における新型コロナ対応の目安 [注意・警戒レベル]」をレベル3（【警戒】感染の広がりが懸念される状態）に引き上げた。しかしながら、昨日6日には、県内初の院内クラスターが酒田市で発生し、1日当たりの感染公表数が15人と過去最多を更新するなど、依然、感染は拡大傾向にある。

山形市内においても、感染経路不明者が複数出るなど市中感染の懸念が高まる中、学校現場では感染拡大は確認されていないものの、家庭内感染等により学校関係者の感染も複数確認されている。また、8日本日、山形市で初のクラスターとなる事例が確認された。

このように、国内は今後2週間で感染増加を抑えられなければ、「ステージ4（爆発的感染拡大）」となり、「緊急事態宣言」が発出される可能性も出てきた。こうした中でも、持続的に子どもたちの教育を受ける権利を保障していくため、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していく必要がある。今後とも、「新しい生活様式」を踏まえ、学校教育活動の実施に当たり必要な措置を講じながら、学校教育ならではの協働的な学び合いを保障することを目指していく。

1 家庭と連携した基本的な健康生活の徹底と免疫力（抵抗力）の強化

- (1) バランスの良い食事
- (2) 適度な運動
- (3) 夜更かしせず、しっかり睡眠

2 風邪やインフルエンザ等と同様の「もらわない、うつさない」自己管理の徹底

- (1) 体調がすぐれない場合は登校せず、自宅で休養させることを徹底する。

※ 今後、県が注意・警戒レベルをレベル4（【特別警戒】感染が拡大傾向にある状態）に引き上げられた場合は、同居の家族に風邪症状が見られる場合でも登校せず、自宅で待機させることを徹底する。

◎ 家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認

◎ 登校前に確認できなかった児童等については、保健室等別室での検温及び風邪症状の確認→家庭への連絡・確認

文部科学省は2020年12月3日、学校における新型コロナウイルス感染症の現状と分析について発表した。感染経路が「学校内」だった割合は、小学生が6%である一方で、家庭内感染が73%を占めていることが明らかになった。国内の感染者数の増加に伴い、10月下旬から学校関係の感染者数が増加しているものの、これまでの感染事例の大半が学校内で感染者1人とどまっている。これは、小児が成人に比べて感染しにくい可能性があるという医学的知見と、各学校における感染拡大防止のための日々の工夫や努力によるところも大きいという。

本校はこれまで、「にこにこ健康カード」による家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認を行っているが、カード忘れや確認印の漏れの児童が一定の割合で続いており、その確認作業が朝の学習活動に影響している。直近の5日間（11月27日～12月3日）の調査によると、カード忘れや確認印の漏れの児童の述べ人数は、学校全体で74名だった。これは1日平均にすると約13名という人数になるが、実際はクラスにより偏りが見られるため、多いと1クラスで3～5名の児童のカード不備に対応しなければならない日もあった。

本ガイドラインの更新によりこの現状を保護者に周知し、家庭から学校に感染を広げないためにも、毎朝の検温及び風邪症状の確認の徹底を再度願います。それと同時に、国が推進している諸手続きの電子化（紙の書類・印鑑の省略）に向けて、緊急メールシステムを導入している株式会社アイアールにシステム開発を依頼する。

(2) 適時・適切なマスクの着用等の咳エチケット

(3) 手洗い、うがい、適切な給水等の徹底

3 ウイルスに感染しやすい「3つの条件が同時に重なる場所や場面」の回避

(1) 換気が悪い密閉空間

(2) 人の密集

(3) 近距離での会話や発声 + 一定の場所での長時間の学習活動

- ① 換気の徹底：教室等のこまめな換気を実施すること（可能であれば2方向の窓を同時に開けること）。その際、衣服等による温度調節にも配慮すること。
- ② 近距離での会話や発声等の際のマスクの使用等：多くの学校においては人の密度を下げることは限界があり、学校教育活動上、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じることが考えられることから、飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットの要領でマスクを装着するなどするよう指導すること。
- ③ 濃厚接触の定義となる(1)1m以内、(2)対面、(3)マスク無し、(4)15分以上の継続した会話の4条件が全て揃う状況をつくらないように工夫しながら教育活動を行うこと。

4 感染拡大防止対策を踏まえた本校児童の登下校について

- (1) 学校教育においては感染状況の拡大・収束の状態によらず、「新しい生活様式」の考え方も踏まえつつ、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減させた学校生活を、児童と教職員が共通理解を図りながら構築していく。6月22日（月）以降、時差通学なしの通常日課による再開を果たし、7月1日（水）からは、「附小の子ども」に則った制服による自力登下校を基本とするが、不安な場合は引き続き体育着による臨時登下校も認めている。
- (2) 登下校については、不安な場合は引き続き、徒歩可能な地点（1キロメートル程度）まで、家庭から送ってもらう等の協力を得たり、低・中・高学年で下校バス時刻に時差を設けたりするなど「混み合うバス通学」を可能な限り回避する。ただし、自家用車での送迎の場合は、学校近辺での送迎は交通量が多くなり危険なため保護者にご遠慮願うとともに児童にも指導する。
- (3) 登下校中においても、人との距離に気を付け、できるだけマスクを着用することを指導する。バスを利用する際は原則としてマスクを着用し、なるべく会話をしないことを守るように指導する。

Ⅲ 学校の教育活動について

1 学習指導に関すること

- (1) 児童の負担過重にならないように十分配慮しながら、長期休業期間等を短縮したり、時間割編成を工夫したりして、授業時数を無理のない形で確保していく。
 - ① 夏季休業・・・8月6日（木）～8月17日（月）（12日間）
※ 授業日としては8日分の増（約40時間の増）
 - ② 秋季休業・・・なし
※ 授業日としては3日分の増（約15時間の増）
※ 10月6日（火）～12日（月）まで5校時授業にし、16：00～18：00まで全保護者を対象に個別の教育懇談を行う
 - ③ 年末年始休業・・・12月19日（土）～1月5日（火）（18日間）
※ 授業日としては1日分の増（約5時間の増）
 - ④ 時間割編成の工夫による水曜日の授業コマ数の増加
※ 約30時間の増
※ 習い事等家庭の様々な状況にも配慮し、昼休み・清掃の時間を短縮して下校の時刻はできるだけこれまでと変わらないように工夫

	通常の水曜日の時程（昼以降）	7月2週からの水曜日の時程（昼以降）
昼休み・掃除	13：15～13：50	13：15～13：30
5校時	13：55～14：40	13：30～14：15
6校時		14：20～15：05
帰りの会	14：40～15：00	15：05～
下校	1～3年 15：00 4～6年 15：10	2年 15：15 15:25 学生バス 3・4年 15：25 15:39 路線バス 5・6年 15：25 16:09 路線バス

- (2) 学習内容の精選・軽重をつけることができる部分を学年・教科部で洗い出し、各単元の指導計画を見直して効果的・効率的な学年・学級カリキュラムを編成する。

- ① 小学校及び中学校学習指導要領は、通常は年間35週（小学校1年生は34週）を標準的に考えて作成されている。小学校6年生であれば、週29コマ×35週＝1015時間の年間授業時数が標準時数になる。この標準時数のおおよそ9割を目処に圧縮して各単元の指導計画を見直す。

例：6年生の年間授業時数（行事を除く）

教科	国語	社会	算数	理科	音楽	図工	家庭	体育	外国語	道徳	総合	学活	計
標準時数	175	105	175	105	50	50	55	90	70	35	70	35	1015
9割	156	95	158	95	45	45	50	81	63	31	63	31	913

授業時数・時程の工夫により確保した年間総時数（6月1日時点） **960 1/3 時間**

- ② 年間を通して単元で構成されている内容や、教科横断的な学習が可能な内容について、関連づけて指導したり、学年の目標及び内容を2学年まとめて示した教科について、内容の一部を次年度に移行したりするなど、効果的・効率的な学年・学級カリキュラムを編成する。これにより、配当時数が10時間の単元なら、第1時と第2時、第7時と第8時は1時間で扱い、第9時と第10時はまとめと定着をじっくり取り組むなど、教科・単元の内容により軽重をつけた単元構成の工夫が可能となる。

第1時	第2時	第3時	第4時	第5時	第6時	第7時	第8時	第9時	第10時
第1時 第2時	第3時	第4時	第5時	第6時	第7時 第8時	第9時	第10時 8時間 配当		10時間 配当

前単元の続きで学習できるように単元を入れ替え、導入部分を縮減する。

他教科と関連付けて後で学習する。

- (3) 感染症対策を行った上で3密などの問題から実施困難な学習等は、家庭と連携を図りながらICTの活用を進め、家庭学習と連動した学習サイクルをつくるなど単元構成を工夫して実施していく。

- ① 感染症対策を行った上で3密などの問題から学校での学習に困難を伴う技能教科等の学習は、知識・技能の基礎的・基本的内容を精選しながら取り組む。ただし、系統性があり知識・技能の習得が大切な内容は、優先的に当初の時数を確保しながら学校での学習を行う。そのために、家庭と連携を図りながらICTの活用を進め、家庭学習と連動した学習サイクルをつくるなど単元構成を工夫して実施していく。
- ② 教室は、身体的距離をできる限り確保するために座席の配置を交互にしているが、「密接」を避けるのは困難な状況である。系統性があり知識・技能の習得が大切な実技・実習等の学習内容は、濃厚接触の定義となる①1m以内、②対面、③マスク無し、④15分以上の継続した会話の4条件が全て揃う状況をつくらないように工夫しながら、優先的に実施する。
- ③ GIGAスクール構想の推進により校内Wi-Fiの環境整備が済み、11月25日には各家庭に個人のIDとパスワードをお便りと一緒に配付し、家庭での使用も

視野に入れたアナウンスを行っている。現在は204台の Chromebook を全児童でシェアをしながら利用を開始している。12月までに、担任に加え全学年にICT推進教員とGIGAサポーターが入り、チームで初期指導を行う予定である。今後、万が一臨時休業になってしまった場合を想定して、Google Classroom を使用し、オンライン上での健康観察や課題のやり取りができるようにしていく。

2 式及び修学旅行等の学校行事の実施に関すること

- (1) 行事を精選し、重点化や準備時間の縮減を図りながら活動内容を工夫して実施したり、中止した場合は6年間の学びを見通して次年度以降の学びで担保したりする。
- ① 「附属学校園で学び合う仲間『友だち』を大切に作る子ども」を育てるために欠かせない学習活動であるみのり遠足やみのりSF、みのり登山といったみのり班活動に関わる行事に重点化し、感染症対策を行った上で実施できる内容を検討する。
 - ② 宿泊学習、演劇教室、市陸上運動記録会、市水泳記録会、合同音楽祭などの行事の中止による時数を確保と同時に、感染症対策を踏まえた様々な体験活動の工夫と充実を図ることで、当該学年で育成を目指す資質・能力が育まれるようにしていく。

○中止になった主な行事

入学式、新任式、始業式、1年生を迎える集会、開校記念式、春の授業づくり研修会、宿泊学習、わくわく体カウィーク、教育懇談週間、水泳の納会週間、市陸上運動記録会、市水泳記録会、合同音楽祭、演劇教室、3・4年スキー教室2回目、**学習参観・校内絵画作品展 11月21日(土)**

○内容変更・延期等になった行事

- ・みのり遠足→みのり集会
- ・教育課程説明会 5月29日(金) → 「学校全体の教育課程」の説明 6月26日(金)
18:00ごろ～29日(月) 12:00まで
Google Drive 上にアップロードした動画配信
6年 7月13日(月) 5年 7月14日(火)
4年 7月15日(水) 3年 7月16日(木)
2年 7月17日(金) 1年 7月20日(月)
※1・6年は学年懇談会と学級懇談会、2～5年は学年懇談会のみ

3つの方法から選択

- ①Zoom を利用したオンライン参加
- ②来校しての体育館での参加
- ③Google Drive 上にアップロードした動画の視聴

- ・修学旅行 11月16日(月)～18日(水) →令和3年2月2日(火)～4日(木)
- ・各種健康診断
- ・弦楽、合唱部の部活動 (NHK学校音楽コンクール 中止)
- ・弦楽・合唱クリスマスコンサート 12月3日(木) →動画撮影・DVD配付 (部員のみ)

(2) 修学旅行について

教育的意義は大きく、学校生活における諸活動の中でも参加する児童にとって最も強い印象として残り得る極めて価値のある教育的体験活動である。今後とも校内における感染防止策の実施や、修学旅行の行程上における感染防止策の検討等、修学旅行を実施すべく最大限の努力をしていく。旅行先については、当初の予定どおり「北海道函館市周辺」を予定しているが、令和3年2月2日(火)～4日(木)の実施に向けて、本校の「修学旅行の中止等の判断基準」の「判断基準1(山形市内の感染状況)」と「判断基準2(行先の市町村の感染状況)」を基に感染状況を見守りながら、児童及

び教職員の安全を第一に考え適切に判断していく。

○これまでの経緯

- ・ 9月18日付の修学旅行説明会の案内と、9月28日付の学年便りの内容等を受けて、修学旅行についてのアンケートをオンラインで実施。
- ・ 10月13日（火）の保護者説明会の際に、不安や問い合わせについて回答。
- ・ 11月7日（土）に北海道の鈴木知事が、北海道独自の「警戒ステージ」を「3」に引き上げる。
- ・ 11月9日（月）その後も感染拡大は止まらず、1日当たりで初めて200人に達したため、11月16日（月）～18日（水）に予定していた修学旅行は再度「延期」とする。
- ・ 12月7日（月）に再度保護者説明会をし、「第1案 函館市・白老町・洞爺湖町」、「第2案 会津若松市・日光市」、「第3案 山形県内」の三つの計画を同時並行で進め、「地理軸を遠方に伸ばし、そこで出会う学習材から歴史軸を伸ばすことで、比較対象を明確にしながら郷土山形を見つめようとする子ども」を目指していく。

(3) 学年創造活動や体験活動

学年・学級カリキュラムの重点活動のまとめ・表現の場として行う「学年創造活動」については、当初、保護者の皆様に直接発表したり質問を聞いたりする活動を予定していた学年もあった。今後の感染状況の変化やそれに伴う休校等を想定すると、感染リスクを低減させるとともに、教育活動の重点的な実施を進めていく必要がある。そこで、今年度の学年創造活動は、必要最小限の活動にし、保護者には、必要に応じて紙面や動画配信等の形で伝えていく。

スキー教室や雪上教室などのさまざまな体験活動やみのり班活動については、子どもたちに豊かな情操を育み、これからの社会をつくる上で必要な資質・能力を育てていく観点から、感染防止対策を取りながら、可能な範囲で実施していく。ただし、今後、県の注意・警戒レベルがレベル4（【特別警戒】感染が拡大傾向にある状態）に引き上げられた場合は、中止または延期・内容変更について判断し、学年・学級により等で随時伝えていく。

3 学校給食に関すること

- (1) 給食を実施するにあたっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を徹底する。
- (2) 給食の配食を行う児童及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと思われる場合は給食当番を代える。
- (3) 児童全員が食事の前の手洗いを徹底する。
- (4) 会食にあたっては、飛沫を飛ばさないように「机を向かい合わせにしない」「食事会の会話を控える」などの対応を行うとともに、児童は「学校机飛沫防止ガード」、教職員は「SPLASH BLOCKER」を使用し、会食による感染リスクを極力減らす。

4 合唱部及び弦楽部活動に関すること

- (1) 両活動の実施に当たっても3つの条件が重ならないよう実施内容や方法を工夫する。
 - ① マスクは飛沫拡散防止の効果があるため原則、着用とするが、体育館での動画・写真撮影時等、表現上の問題を勘案して適宜判断する。音楽室での練習で発声したり、

息を強く吐き出したり吸ったりする活動を行う場合は、マスクを着用している場合でも、部員同士の距離は、発声する前方向に 1.5m 程度（最低 1.2m）、左右は密が発生しない程度を確保し、児童同士が向かい合う配置は避ける。また、換気が十分にされていることを留意する。

- ② 弦楽部の練習は、楽器を共有しないようにし、パートや学年毎に違う練習室を設定するなどして少人数で取り組んでいく。
- (2) 教室等の使用に当たっては、短時間の使用とし、一斉に使用しないようにする。
- (3) 児童に発熱等の風邪の症状が見られる時は自宅で休養するよう指導する。
- (4) 12月2日（水）に予定されていた弦楽・合唱クリスマスコンサートは、今年度は動画を撮影し、各学級で鑑賞したり、DVDにしてご家族に見ていただいたりする形で行う。特別に写真業者にスナップ写真を撮影してもらい、購入希望の保護者には改めてネット販売の登録をしてもらう。

5 教育実習に関すること

- (1) 実習生の服装については、更衣室での密集を避けるため、実習初日と最終日のみ正装とし、その他は運動着での出勤とする。
- (2) 実習生の昼食については、各自お弁当を毎日持参し、控室で昼食をとることとする。
- (3) 更衣室は、貴重品の管理のためにロッカーのみ使用し、貴重品管理後の実習生控室（その他の荷物置き場）と昼食場所は、1～3学年配属は会議室、4～6学年配属は実習室に分散する。
- (4) 「実践実習（3・4年次）、養教別科」の実習期間を3週間から2週間に短縮し、短縮した1週間分の40時間は、みのりSF週間にスクールサポーターとして、教育実習時と同様に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めながら活動してもらう。
- (5) 実習生は、実習開始の2週間前から実習地（山形県）に居て毎日検温を行う。ただし、4年次の実習生で、他県（主に関東圏）での教員採用試験や就職面接が実習（準備）期間内に控えている場合は、他県（主に関東圏）への移動となることから、帰県した翌日から2週間の自宅待機と健康観察を行った後に教育実習に参加することとする。
- (6) 実習終了後も、長期的な実践力を身に付けることを希望した3年生4名、4年生4名、大学院生1名、養教別科1名には、教育実習時と同様に新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に努めながら活動してもらう。

6 保護者の学習参観及び作品展に関すること

- (1) 1月29日（金）に実施予定の保護者の学習参観については、午前中に参観日を設け、5月の分散登校時のようにABCの3グループに分けた時差参観にするなどして密集を防ぐとともに、廊下からの参観のみとし密接を防ぐ。参観を希望する保護者には事前に申し込んでいただき、受付名簿を作成した上で、当日はマスク着用と昇降口内の受付に健康カードの提出をお願いする。感染状況により実施が難しい場合は、授業の動画を記録して限定配信するなども検討する。なお、年度当初予定していた学年・学級懇談会は行わず、学年・学級カリキュラムの成果と課題については説明動画を限定配信する予定である。
- (2) 校内書初め展については、令和3年 1月18日（月）～ 1月29日（金）の放課後の時間帯（29日（金）は学習参観時も）を予定している。健康カードを職員室に提出（29日（金）の学習参観時は学習参観用の健康カードのみ昇降口内の受付に提出）

の上、マスクを付けて観覧いただく。

IV 感染拡大防止対策を踏まえた全般的な取組について

1 新型コロナウイルス感染症についての指導と学習

感染防止に向けた「指導の徹底」を基本にしつつも、児童が主体的に新型コロナウイルス感染症に向き合い、感染についての知識・技能の習得、感染防止についての思考力・判断力・表現力、コロナ禍における生き方等、学年の発達段階に応じた資質・能力を育成していく。そのために、養護教諭や栄養教諭との連携も視野に入れながら、生活科・総合・特別活動における保健学習や安全学習を学年や発達に即して実施する。

2 「3つの条件が同時に重なる場所や場面」を回避する工夫

- (1) 校庭や体育館、広い多目的教室、地域をフィールドにした学習活動を考える。
- (2) 教室での学習や給食では、向き合い対話することは極力避けること。話し合いの活動をする場合は、マスク着用や学習後の換気、手洗い、うがい、給水等の対応をする。
- (3) 調べ学習や読書、NHK番組、DVD、ICTコンテンツを活用しての学習の整理等、各教科の特性に応じた自学自習活動も取り入れるなどの工夫をする。全校や学年が集まることは避け、全校での集会活動は動画配信やZ o o m等によるオンラインで行う。
- (4) 新型コロナウイルス感染症対策として、冬季は、空気検査を行った学校薬剤師の助言を参考に、「二段換気」を取り入れる。教室の高窓の前後2か所を常時全開にしておくとともに、階段の踊り場やワークルーム前の廊下等、ブロックで決めた1か所を常時15cm程度開けておくことで、新鮮な空気を常時少しずつ教室に取り入れるようにし、換気により室温と湿度が一気に低下するのを防ぐ。今後とも、飛沫の水分蒸発によるエアロゾル感染を防いでいくために、加湿器の使用に加えて、40～60%程度の湿度に保つための工夫を模索していく。
- (5) 音楽室や教室で歌う、音読する場合は、円形に広がるなど近距離での発声を避ける。マスクは飛沫拡散防止の効果があるため、原則着用する。マスクを着用している場合でも、児童の距離は発声する前方向に1.5m程度(最低1.2m)、左右は密が発生しない程度を確保し、児童同士が向かい合う配置は避ける。また、換気が十分にされていることを留意する。
- (6) 今後、県の注意・警戒レベルがレベル4(【特別警戒】感染が拡大傾向にある状態)に引き上げられた場合は、感染対策を講じてもなお感染リスクが高い活動の停止を検討する。

V その他の配慮事項について

下記の1～8の事項については、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～の改訂について」(2020.12.3文部科学省)により実施する。

1 出席停止の取り扱いについて

全国で感染者数の累計が最も少ない鳥取県では、新型コロナウイルスの感染が拡大し、警戒が必要な都道府県を感染警戒地域として独自に指定(原則毎日更新)し、当該地域との往来に警戒を呼び掛けている。GoToトラベルは継続しているものの、全国の感染状況が大幅に変化し、往来の自粛措置等を行う都道府県もでてきていることから、この「鳥取県 感染警戒地域区分」を活用し、往来の必要性について保護者に十分に検討していただき、往来する場合は事前に学校に連絡してもらい、感染予防対策を徹底するなど慎重に行動していただくよう注意を呼びかける。

児童が往来した場合は、原則として、「感染流行嚴重警戒地域(V)」(12月8日時点では北海道、東京、愛知、大阪、兵庫、沖縄の6都道府県)と「感染流行警戒地域(IV)」(12月8日時点では茨城、群馬、埼玉、千葉、神奈川、山梨、岐阜、静岡、奈良、京都、広島、高知、大分の13府県)から帰県した日の翌日から起算して2週間を経過するまで、登校しないこととする。該当する場合は事前に学校に申告してもらう。

児童の感染が判明した場合又は児童が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、各学校において、当該児童に対し、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第19条に基づく出席停止の措置を取る。なお、後者の場合において、出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とする。また、児童に発熱等の風邪の症状がみられるときは、自宅で休養するよう指導する。この場合の出欠の扱いについては、「学校保健安全法第19条による出席停止」として扱う。これらの場合、指導要録上も「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

2 医療的ケアが日常的に必要な児童や基礎疾患等のある児童等について

(1) 登校の判断

医療的ケアを必要とする児童(以下、「医療的ケア児」という。)の状態は様々であるが、医療的ケア児の中には、呼吸の障害を持ち、気管切開や人工呼吸器を使用する者も多く、重症化リスクが高いことから、医療的ケア児が在籍する場合においては、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医・医療的ケア指導医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に登校の判断をする。また、基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童(以下、「基礎疾患児」という。)についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、登校の判断をする。その他、家庭の事情で新型コロナウイルス感染防止のため自主的に子どもを休ませる家庭も予想される。

これらにより、登校すべきでないとして主治医や学校医に判断された(保護者が判断した場合)の出欠の扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱う。指導要録上も「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

(2) 学校教育活動における感染対策

学校再開に当たって、医療的ケア児や基礎疾患児と接する機会がある教職員においては、当分の間、自身の発熱等の風邪症状の確認を徹底し、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなど、一層の感染対策を行う。また、校外活動等に際しては、医療的ケア児や基礎疾患児の感染リスクを下げるため、共有の物品がある場所や不特定多数の人がいる

場所の利用を避けるなど、注意すること。

3 海外から帰国した児童(編入希望者を含む)への対応について

日本に帰国するすべての児童は、検疫所長が指定する場所(自宅など)で入国の次の日から起算して14日間待機する滞在場所を確保すること、到着する空港等から、その滞在場所まで公共交通機関を使用せずに移動する手段を確保すること、入国後に待機する滞在場所と、空港等から移動する手段を検疫所に登録することが求められている。加えて、入国した日の過去14日以内に入管法に基づく『入国拒否対象地域』に滞在歴のある児童は、新型コロナウイルスの検査を受けること、検査結果が出るまで、原則空港内のスペース又は検疫所が指定した施設等で待機することが求められている。これら政府の要請に基づく手続きを経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければ登校させる。

4 心のケアについて

学級担任や養護教諭を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童の状況を的確に把握し、教育相談等の実施やスクールカウンセラー等も含めた「まつなみ支援室」による支援等を行うなどして、心の健康問題に適切に取り組む。

例年行っているいじめアンケートに替えて、山形県公認心理士・臨床心理士協会の教育分野委員会の資料を参考に作成した「新型コロナウイルス・ストレスチェックシート(山形大学附属小学校)」を活用し、子どもたちの体と心の状態の把握に努め、心のストレスや体の不調に寄り添っていく。

5 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別の抑止について

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、このような偏見や差別が生じないようにする。さらに、全校朝会等で説明を行い、差別・偏見につながるような行為が許されないことを指導するとともに、保護者にも、新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見等の防止に向けた大臣メッセージを送付するなどしながら啓発していく。

6 教職員の出勤等の服務について

教職員本人が罹患した場合や、発熱等の風邪症状により勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には特別休暇等を取得させること、教職員が濃厚接触者であるなど当該教職員が出勤することにより感染症が蔓延するおそれがある場合には、在宅勤務により学校へ出勤させないようにすることなど、教職員の服務について引き続き適切な取扱いを行う。なお、職員間の打合せは、Zoomを活用して学年ごとに分散して行ったり、職員室の対面机に「SPLASH BLOCKER」を設置したりして3密を避けるように工夫する。

7 学童保育みのりクラブとの連携について

学校を再開する場合でも、学童保育みのりクラブにおいて密集を回避し感染を防止す

る観点等からは、一定のスペースを確保することが必要である。このため、特別教室、図書館、体育館、校庭等が使用可能である場合は、積極的に学校施設を活用した連携を推進する。

8 児童又は教職員の感染が判明した場合の臨時休業の考え方について

児童又は教職員の感染が判明した場合には、附属学校運営部、山形大学保健管理センター、学校医に速やかに報告し、感染者の学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の必要性について山形大学新型コロナウイルスに係る総合対策本部及び附属学校運営部と十分に相談の上、実施の有無、規模及び期間について判断する。この際、山形大学保健管理センター並びに学校医ともよく連携する。また、必要に応じて学校を一時的に閉鎖し、山形市保健所と相談のうえ、校内消毒等の対策を講じる。

※【参考】学校保健安全法（昭和33年法律第56号）

（臨時休業） 第20条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部または一部の休業を行うことができる。

この場合、感染の事実や感染者の人数のみで臨時休業を判断するのではなく、学校内に既に感染が拡大している可能性や今後拡大する可能性など、個別の事情を把握・分析し、山形大学新型コロナウイルスに係る総合対策本部及び附属学校運営部と十分に相談の上、臨時休業すべきか否かを判断する。具体的には、以下のとおりとする。

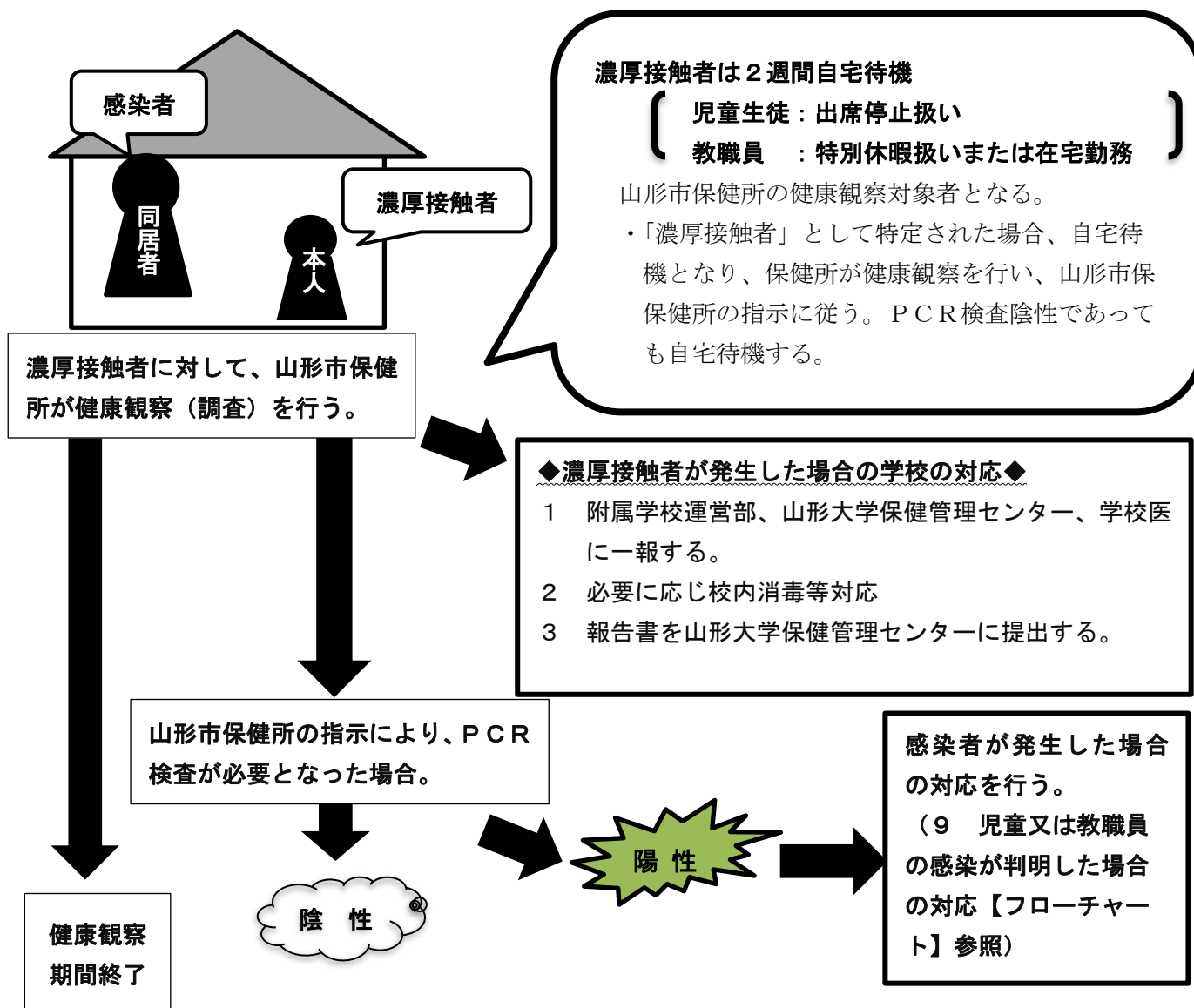
- ア. 学校内における活動の態様 ・ 感染者が、学校内でどのような活動を行っていたかを確認する。屋外で主に活動していた場合と、狭い室内で特定の少人数で過ごしていた場合、不特定多数との接触があり得た場合など、活動の態様によって感染を広めているおそれは異なってくることから、感染者の校内での活動状況などを確認する。
- イ. 接触者の多寡 ・ 上記「ア.」と同様、不特定多数との接触があった場合などは感染を広めているおそれが高まることから、接触者の多寡を確認する。
- ウ. 地域における感染拡大の状況 ・ 地域において、感染者が出ていない場合や、地域における感染経路がすべて判明していて、学校関係者とは接点が少ない場合などには、学校の臨時休業を実施する必要性は低いと言える。
- エ. 感染経路の明否 ・ 学校内で感染者が複数出た場合、学校内で感染した可能性もあり、臨時休業を実施する必要性は高まる。一方、感染経路が判明しており、学校外で感染したことが明らかであって、他の児童生徒等に感染を広めているおそれが低い場合には、学校の臨時休業を実施する必要性は低いと言える。

10 児童又は教職員が濃厚接触者となった場合の対応について

※山形市教育委員会資料参考

濃厚接触者とは・・・

- ・同居や長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・適切な感染防護なしに感染者の診察や看護もしくは介護をしていた者
- ・手で触れることのできる距離（目安として1m）で、マスク等必要な感染予防策無しで、患者と15分以上の接触があった者



11 同居している家族等が濃厚接触者と特定された場合またはPCR検査の受検対象者と判断された場合の初動対応

- ① 学校は、当該児童生徒を自宅待機（出席停止）とするとともに、学校がクラスターとならないよう、活動内容に対応した感染防止対策を講じた上で、学校教育活動を行う。
- ② 家族のPCR検査結果が判明するまでに、共有スペース等の消毒、当該児童生徒等の学校と関連する行動範囲や行動歴などの確認、濃厚接触者となり得る者の把握、濃厚接触者となった場合の対応の確認を行う。
- ③ 学校は、速やかに附属学校運営部、山形大学保健管理センター、学校医に一報する。

【参考資料1】



ほけんだより

令和2年11月13日 附属小保健室

～新型コロナウイルスの感染予防について～ ご家庭に再度お願いしたいこと

これからも子どもたちが学校で安心して生活ができるよう、おうちの方のご協力をよろしくお願い致します。次の点について再度ご確認ください。

◎ **登校前の体調管理をしっかりとお願いします。**

- ・熱がなくても、体調がすぐれないときは、無理をして登校せず、家庭で様子を見て下さい。
- ・同居の家族の方に発熱など体調不良の方がいる場合は、念のため登校を見合わせて下さい。

※いずれの場合も、欠席ではなく出席停止となります。

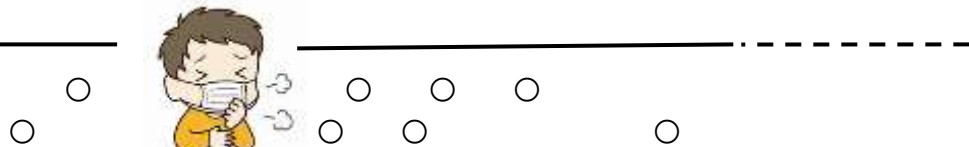


新型コロナウイルスに感染した場合、他の人に感染させてしまうのは発症前後とされています。症状が出る2日前から症状が出た後7～10日くらいまで感染力があり、それ以降は小さくなります。

発症前日数

発症後日数

② ① ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩



感染から発症までの潜伏期間は1日から14日(多くは5日から6日)とされています。

・なによりも、**体調が思わしくなければ休むことが最優先です。**学校の様子が気になるかもしれませんが、健康を第一に考えていきましょう。(コロナ感染症に関わらず、**風邪、インフルエンザ、感染性胃腸炎なども同じです。**)

・体調がすぐれない場合は、かかりつけの小児科への受診をお願いします。なお、受診の結果を担任までお知らせください。

◎ 「**にこにこ健康カード**」に検温と健康状態の記入、**保護者印を必ず**お願いします。

- ・記入がなかったり、印がなかったりした場合は、保護者の方に電話で確認をさせていただいていますが、電話が繋がらず、困る場合があります。忘れないようご協力ください。

◎ **マスクの着用と予備の携帯をお願いします。**

- ・汚したり紛失したりしたときのために、予備のマスクを必ず持たせてください。

◎ **毎日清潔なハンカチとティッシュを持たせてください。**

手洗いの後に清潔なハンカチで拭けるように毎日交換してください。



◎ **感染予防に心がけましょう。**

ご家庭でも、手洗いの励行、咳エチケット、換気などの予防に努めましょう

また、「十分な睡眠」「適度な運動」「バランスのとれた食事」を心がけてください。×



～大事なことは、一人ひとりの心がけと思いやり♡～

新型コロナウイルス感染症は、誰もが経験したことの無いものなので、不安になるのは当然のことと思います。そのなかで、一人ひとりができることをしていくとともに、お互いに思いやりの心を持ちながら支え合っていきましょう。おうちの方からも子どもたちへぜひお話しくださいますようお願いいたします。

※ 「新型コロナウイルス予防の手引き」より 制作：山形県

不安と差別

新型コロナウイルスは別の問題も抱えています。「未知の感染症」のほかに、「不安」と「差別」という問題です。



対策



わたしたちが戦う相手はウイルスです。人ではありません。不安になったり、心配になったりすることは皆さん普通にあると思います。でも、誰かを責めたり差別したりしたからといって解決するわけではありません。

新型コロナウイルス感染症は、ほぼ世界中に広がり、大きな影響を与えています。感染症は誰でもかかる可能性があります。誰かが悪いわけでも、誰かのせいでもありません。乗り越えるために必要なのは、お互いに優しさを持ちながら、思いやりの輪を広げ、支え合うことです。

【参考資料 2 - 1】

山形大学附属小学校 修学旅行の中止等の判断基準

※ 山形市教育委員会資料参考

「判断基準 1」または「判断基準 2」のいずれかに該当する場合、附属学校運営部と協議の上、中止または延期・方面変更について判断する。
 今後、県の注意・警戒レベルが見直された場合、その内容を鑑みて判断基準の見直しを行う。

時期 (一般的キャンセル料)	学校の対応策	判断基準 1 山形市内の感染状況	判断基準 2 行先の市町村の感染状況	山形県の対応策 (裏面の山形県コロナ対応目安を参照)
約 1 か月前まで (企画量 3%)	方面を決定、保護者説明会を実施 ～ 12月7日 (月)	・山形市内の感染経路不明者の有無 具体的状況等をふまえて、承認するかを判断する。	・行先の感染経路不明者の有無 具体的状況等をふまえて判断する。	県の注意・警戒レベル 2 【注意】 ・感染が増加している地域への移動の自粛要請 ・「新・生活様式」の実践及び感染拡大予防ガイドラインの徹底
約 1 か月前から 3 週間前まで (企画量 3%)	プラン 1→2 への変更を検討 ～ 12月25日 (金) プラン 1→2 への変更を検討 プラン 2→3 への変更を検討 ～ 1月 8日 (金)	・【感染経路不明者数】1人/週 以上 ・1 週間あたりの新規患者数も参酌する。	・【感染経路不明者数】1人/週 以上 ・1 週間あたりの新規患者数も参酌する。	県の注意・警戒レベル 3 【警戒】 ・感染発生の状況や特徴に応じた 注意喚起や感染防止対策の徹底を 協力依頼。
3 週間前から 1 週間前まで (20～30%)	延期又は中止を判断 ～ 1月15日 (金) ～ 1月22日 (金)	・当該学年に感染者が出た場合は、 延期又は中止を勧告。 ・【感染経路不明者数】2人/週 以上 ・1 週間あたりの新規患者数も参酌する。	・【感染経路不明者数】2人/週 以上 ・1 週間あたりの新規患者数も参酌する。	県の注意・警戒レベル 4 【特別警戒】 ・感染発生の状況や特徴に応じた 行動を協力依頼。
1 週間前から 当日朝まで (30～50%)	～ 1月29日 (金) ～ 2月 1日 (月)	・当該学年に感染者が出た場合は、 延期又は中止を判断。 ・県が非常事態宣言を発出 (注意・ 警報レベル 5)。	・非常事態宣言の発出 ・不要不急の外出自粛要請	県の注意・警戒レベル 5 【非常事態】 ・県独自の非常事態宣言の発出 ・不要不急の外出自粛 等

【参考資料 2-2】 山形県における新型コロナ対応の目安 **NEW!!**

県では新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会・経済活動の維持・両立を図るため、新型コロナ対応の目安〔注意・警戒レベル〕を以下のとおり設定しましたので、ご理解とご協力をお願いします。

各レベルの適用にあたっては、「**参考とする指標等**」に加え、**県内における感染の具体的状況**（地域分布、クラスター発生状況等）や、**首都圏や近隣県の感染状況**なども踏まえ、**全体的に判断します**。また、感染状況によっては、地域を特定した対応策を検討します。

山形県の現在のレベル（11月26日～） **NEW!!**



- 県民の皆様においては「新・生活様式」の**実践**をお願いします
なお、**重症化リスクの高い高齢の方や基礎疾患をお持ちの方は、慎重な行動を**お願いします
- 事業者の皆様は業種別の感染拡大予防ガイドラインを遵守するとともに、各業界団体においては、ガイドライン実践の自主点検を行ってください
- **感染者が増加している地域への移動はできるだけ控えて**ください
なお、必要があって移動する場合は、移動先でも「新・生活様式」の**徹底**をお願いします
また、**県外の移動先では、飲酒を伴う会合を控えて**いただくようお願いします
- 発熱等の症状が認められる方は、すみやかに受診相談を行ってください

【参考資料3】

保健室より

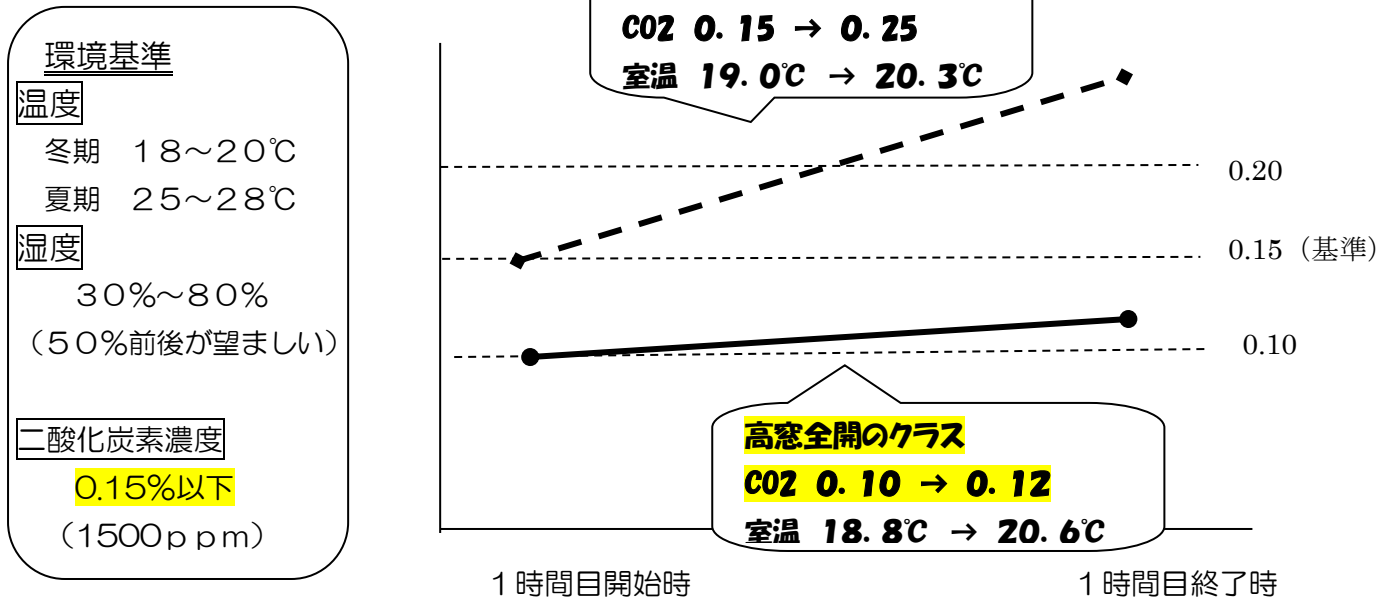
高窓を開けてください

R2.12.9

～前と後ろの高窓を全開に～

12月8日の1時間目に「二酸化炭素濃度」の検査を実施しました。(測定：山崎薬剤師) その結果、高窓を開けていたクラスは、二酸化炭素濃度があまり上がりませんでした。また、室温については、開けていても低下することなく、閉めているクラスと差がありませんでした。

二酸化炭素濃度測定結果



学校環境衛生基準 (文科省)

換気の基準として、二酸化炭素は、1500 ppm 以下であることが望ましい。換気の基準は、二酸化炭素の人体に対する直接的な健康影響から定めたものではない。教室内の空気は、外気との入れ換えがなければ、在室する児童生徒等の呼吸等によって、教室の二酸化炭素の量が増加するとともに、同時に他の汚染物質も増加することが考えられる。このため、教室等における換気の基準として、二酸化炭素濃度は 1,500 ppm 以下であることが望ましいとしている。

今後の換気について ※2段階換気を取り入れる

- 高窓を常時全開にする。(前と後ろの2カ所)
- 授業終了後の5分間は、前後のドアを開ける。
- 中間休み・昼休みは、教室の窓とドアを開ける。(しっかり換気！)
- 廊下はブロックで1カ所だけ場所を決めて常時15cm程度開ける。
(階段踊り場、ワークルーム前の廊下など、教室から遠いところ)



これから一段と寒くなります。

上手に換気しながら、省エネにも心がけていきましょう。

【参考資料4】往来注意の目安として「鳥取県 感染警戒地域区分」を活用

感染警戒地域の見直しについて

全国の感染状況が大幅に変化し、往来の自粛措置等を行う都道府県もでてきていることから、**従来の必要性を十分に検討する地域**として新たに「**感染流行嚴重警戒地域**」の区分を設ける。

見直し(案)		※人口10万人当たりの直近1週間の新規感染者数	
区分		基準※	摘要
現行	感染警戒地域	1.0~2.5人	1.0は、県版新型コロナ警報発令基準の警報レベル
	重要感染警戒地域	2.5~5.0人	2.5は嚴重感染警戒地域7.5の1/3レベル
	特別感染警戒地域	5.0~7.5人	5.0は嚴重感染警戒地域7.5の2/3レベル
	嚴重感染警戒地域	7.5人~	7.5は政府の感染症対策分科会提言において、ステージⅢの判断目安である15.0人の1/2レベル
↓			
改正(案)	感染留意地域(Ⅰ)	1.0~2.5人	現行どおり
	感染注意地域(Ⅱ)	2.5~5.0人	現行どおり
	感染特別注意地域(Ⅲ)	5.0~7.5人	現行どおり
	感染流行警戒地域(Ⅳ)	7.5~15.0人	現行どおり
	感染流行嚴重警戒地域(Ⅴ)	15.0人~	15.0は政府の感染症対策分科会提言において、ステージⅢの判断目安とされているレベル